

防衛庁訓令第109号

国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）第2条第2項、第15条、第26条第2項、第27条及び第46条の規定に基づき、防衛省所管旅費取扱規則を次のように定める。

平成18年12月26日

防衛庁長官 久間 章生

防衛省所管旅費取扱規則

（目的）

第1条 防衛省に勤務する職員（以下「職員」という。）及び職員以外の者の旅行に係る旅費に関し、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号。以下「法」という。）及び国家公務員等の旅費支給規程（昭和25年大蔵省令第45号。第29条において「規程」という。）の規定により防衛大臣が財務大臣と協議して定める事項その他旅費の取扱いについては、別に定めるもののほか、この訓令の定めるとこ

るによる。

(赴任等)

第2条 次の各号に掲げる内国旅行は、赴任とみなす。

- (1) 新たに設置される予定の自衛隊の部隊又は機関（  
臨時に編成されるものを含む。）の基幹要員が当該  
部隊又は機関の設置準備のため勤務を命ぜられ又は  
免ぜられた場合に、その命免に伴う移転のために行  
う旅行
- (2) 隊員（自衛隊法（昭和29年法律第165号）第  
2条第5項に規定する隊員をいう。以下同じ。）が  
あらかじめ45週間以上の期間を限って入校、教育  
入隊、研修、講習若しくは研究を命ぜられ又は免ぜ  
られた場合に、その命免に伴う移転のために行う旅  
行
- (3) 実地修練を命ぜられ又は免ぜられた隊員が、その  
命免に伴う移転のために行う旅行
- (4) 隊員が自衛隊の部隊又は機関の分屯所又は出張所  
(自衛隊の部隊又は機関の一部で、その事務の遂行

が当該部隊又は機関の所在地外の地に置かれた施設においてなされるもののうち、防衛大臣が必要と認めて特に指定したものという。) に常駐を命ぜられ又は免ぜられた場合において、その命免に伴う移転のために行う旅行

2 前項に規定する赴任については、当該部隊若しくは機関の設置予定地又は当該用務先の施設の存する地を在勤官署の所在地とみなす。

3 自衛艦その他自衛隊の使用する船舶（以下「艦船」という。）に乗り組んでいる自衛官の在勤官署の所在地は、当該艦船の定係港の所在地とする。ただし、護衛艦隊、練習艦隊、護衛隊群、掃海隊群、潜水隊群又は海上訓練指導隊群の司令官、司令若しくは当該部隊の司令部に勤務する者にあっては、当該部隊について定められた司令部要員の差出区分に掲げる地方総監部の所在地とする。

4 移動中の部隊（2人以上の隊員が引率者の指揮の下に一団となって行動する場合を含む。）に属する隊員

又は艦船に乗り組んでいる隊員が一時その部隊又は艦船を離れて旅行する場合（帰住及び帰省する場合を含む。）には、当該部隊又は艦船を離れた地及び当該部隊又は艦船に帰着した地をその旅行についての在勤官署の所在地とみなす。

（旅行命令等）

第3条 法第4条第1項に規定する旅行命令又は旅行依頼は、別表第1に掲げる者（以下「旅行命令権者」という。）が、当該区分により行うものとする。

2 旅行命令権者は、その事務の円滑を図るため、前項の規定にかかわらず、旅行命令又は旅行依頼を発する権限を再委任することができる。ただし、外国旅行を除くものとする。

3 旅行命令権者（前項によって再委任を受けた者を含む。以下本項において同じ。）に事故がある場合には、当該旅行命令権者の官職の事務の代理を命ぜられた職員が、当該旅行命令又は旅行依頼を発する権限を行うものとする。

4 前3項の規定により旅行命令を発する権限を有する者は、前条第4項に規定する旅行に限り、更にその権限を臨時に当該部隊の長に委任することができる。

5 あらかじめ期間が14日以上と定められた入校、教育入隊、研修、講習、臨時勤務又は臨時乗組みを命ぜられた隊員に対して発せられる用務先の官署に到着した日の翌日以後に係る旅行命令については、当該用務先の官署に勤務するものとみなす。ただし、旅行命令権者（当該旅行に係る旅行命令権者が2人以上あることとなる場合は、その全員）が特に指定した場合は、この限りでない。

（採用予定者等の旅費支給序）

第4条 採用予定者又は予備自衛官、即応予備自衛官及び予備自衛官補（以下「予備自衛官等」という。）に支給する旅費は、採用予定者又は予備自衛官等が通知又は招集命令により出頭した官署において支給する。

（隊員の職務）

第5条 法第2条第1項第3号及び第2項の規定により

、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）第6条第1項第1号イに規定する「行政職俸給表（一）」（以下「行政職俸給表（一）」という。）又は同項第11号に規定する指定職俸給表（以下「指定職俸給表」という。）の適用を受けない隊員の行政職俸給表（一）による職務の級に相当する職務の級又は指定職俸給表による職務に相当する職務は、別表第2及び別表第3に定めるところによる。

2 法第34条第1項第1号イに規定する特定指定職在職者に相当するものは、別表第4に定めるところによる。

（証人等の旅費）

第6条 法第15条の規定に基づき、法第3条第4項の規定によって証人等に支給する旅費については、次の各号に規定するところによる。

(1) 証人、鑑定人、参考人又は通訳として旅行した場合には、行政職俸給表（一）の2級以下の職務にある職員の出張の例に準じて計算した旅費

(2) 前号に規定するもの以外のものとして旅行した場合には、用務の内容、支給を受けるものの学識経験及び社会的地位等を考慮して、相当すると認める職務又は職務の級の職員の出張の例に準じて計算した旅費。ただし、職員以外の者に法第2条第1項第2号に規定する内閣総理大臣等又は同項第3号に規定する指定職の職務に相当するものとして旅費を支給しようとする場合は、財務大臣と協議するものとする。

(特殊旅費)

第7条 法第15条の規定に基づき、旅行が次の各号のいずれかに該当する場合には、法第3条第5項の規定により、当該各号に掲げる者に対して旅費を支給する。

(1) 自衛官又は自衛官候補生の採用試験に合格し通知により出頭した者が身体検査（自衛官等の採用のための身体検査に関する訓令（昭和29年防衛庁訓令第14号）の規定に基づく身体検査をいう。）の結果その他自衛隊の都合により不採用となって帰宅す

る場合には、当該不採用者

(2) 自衛官又は自衛官候補生が次に掲げる場合のいづれかに該当して離職し、離職の日の翌日から 3 月以内に離職当時の居住地を出発して帰住する場合には、当該離職者。ただし、防衛大臣が特に承認した場合のほか、当該自衛官若しくは自衛官候補生がその離職後同日付け若しくは翌日付けで他の国家公務員若しくは地方公務員たるの地位を取得した場合、帰住の路程が鉄道 50 キロメートル（水路 2 分の 1 キロメートル及び陸路 4 分の 1 キロメートルは、それぞれ鉄道 1 キロメートルに換算する。）に満たない場合、勤務期間 6 月末満の者が私傷病のため退職を願い出た場合又は自己の責に帰すべき理由により自衛隊法第 42 条第 3 号の規定に基づいて免職となつた場合を除く。

イ　自衛隊法第 36 条第 1 項、第 7 項又は第 8 項の規定により任用期間を定めて任用された場合であって、当該任用期間を満了した日に退職した場合

ロ　自衛隊法第36条第7項又は第8項の規定による継続任用中、やむを得ない家庭の事情により退職を願い出た場合

ハ　傷病のため退職を願い出た場合

ニ　自衛隊法第42条（第1号を除く。）の規定に基づいて免職となった場合

(3) 艦船に乗組みを命ぜられている自衛官又は営舎外居住を認められていない自衛官（幹部隊舎に居住する者は、命令によって居住する者を除くほか、営舎外に居住するものとみなす。以下同じ。）若しくは自衛官候補生が危篤に陥り又は死亡した場合において、所属長又はこれに準ずる者の通知により、当該自衛官又は自衛官候補生の配偶者（届出をしないが事實上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母若しくは兄弟姉妹（以下「親族」という。）又は遺族（死亡の当時親族であった者をいう。以下同じ。）がその居住地から通知された地に出頭した場合には、当該親族又は

遺族のうち先順位（順位は、本号に掲げる親族の順序により、同順位者がある場合には年長者を先にする。）にある2人以内の者

(4) 営舎内に居住する陸曹長、海曹長若しくは空曹長以下の自衛官（以下「営内陸曹等」という。）又は自衛官候補生が自衛隊法施行規則（昭和29年総理府令第40号）第49条第1項第10号に規定する理由により帰省する場合には、当該営内陸曹等又は自衛官候補生

（不採用者の旅費）

第8条 前条第1号の規定により支給する旅費は、居住地から出頭地までの往復につき、行政職俸給表（一）の1級相当の鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃とする。ただし、居住地が外国にある場合には、当該不採用者が最も経済的な通常の経路及び方法によって出発すべきものと認められる地（本邦出発後本邦に属する港に寄港する場合には、その最後に寄港すべき地）を居住地とみなす。

(帰住旅費)

第9条 第7条第2号の規定により支給する旅費は、離職当時の居住地から帰住地までの路程につき、行政職俸給表（一）の1級相当の鉄道賃、船賃、航空賃、車賃及び日当とする。

- 2 前項の日当の額は、行政職俸給表（一）の1級の職務にある者の日当定額の2分の1に相当する額による。
- 3 第1項の帰住地が外国にある場合には、前条ただし書の規定を準用する。

(親族出頭旅費)

第10条 第7条第3号の規定により支給する旅費は、その居住地から出頭地までの往復につき、現に要した日数に応ずる行政職俸給表（一）の1級相当の鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料及び食卓料とする。ただし、到着した日の翌日から出発した日の前日までの期間に係る日当及び宿泊料は、当該自衛官又は自衛官候補生が公務に起因して危篤に陥り又は死亡した場合において当該通知者が特に必要と認めたときは

7日7夜、その他の場合には3日3夜（危篤のため親族が出頭して滯在中当該自衛官又は自衛官候補生が死亡した場合には5日5夜）分を超えることができない。

- 2 前項の居住地が外国にある場合には、第8条ただし書の規定を準用する。

（帰省旅費）

第11条 第7条第4号の規定により支給する旅費は、在勤地（旅行先から帰省する場合には、当該旅行の目的地）から帰省地までの往復に要する鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃とする。ただし、その路程が片道につき50キロメートル（水路2分の1キロメートル、陸路4分の1キロメートルは、それぞれ鉄道1キロメートルに換算する。）に満たない場合には、旅費を支給しない。

- 2 前項の鉄道賃はその乗車に要する運賃及び急行料金（特別急行料金を除く。）、船賃は最下級の運賃とする。
- 3 第1項の帰省地は、その都度当該自衛官又は自衛官

候補生が出張する場合に旅行命令を発することができ  
る者の承認を受けた地（外国に属する地を帰省地とし  
て承認する場合には、最も経済的な通常の経路及び方  
法によって本邦を出発すべきものと認められる地（本  
邦出発後本邦に属する港に寄港する場合には、その最  
後に寄港すべき地））とする。

（内国旅行の航空賃）

第12条 法第18条に規定する航空賃については、当  
該旅行における公務の内容及び日程並びに当該旅行に  
係る旅費総額を勘案して、航空機を利用することが最  
も経済的な通常の経路及び方法であると旅行命令権者  
が認める場合には支給することができる。

（地誌調査等の日帰り旅費）

第13条 法第26条第2項の規定に基づき、職員が次  
の各号に掲げる業務のため日帰り旅行を行った場合又  
は職務の性質上常時出張を必要とする職員（自動車の  
運転を本務とする職員を除く。以下同じ。）が当該職  
務のため日帰り旅行を行った場合には、別表第5に定

める額の範囲内の額の日額旅費を支給する。ただし、  
その旅行が在勤地内の旅行で、旅行命令権者が特に必  
要がないと認めた場合には、旅費を支給しない。

(1) 地誌調査

(2) 測量

(3) 巡回修理又は巡回診療

(4) 車両登録検査

(5) 輸送業務の役務監督又は物件さい領

(6) 艦船のぎ装

(7) 土木工事若しくは營繕工事の現場監督又は検査

(8) 艦船、航空機の建造、製造若しくは修理の現場監  
督又は検査

(9) 艦船、航空機の建造、製造又は修理に関する原価  
計算の監査

(10) 業態調査

(11) 前各号の業務に類する業務

(地誌調査等の長期出張旅費)

第14条 法第26条第2項の規定に基づき、職員が前

条に掲げる業務のため出張し、又は職務の性質上常時出張を必要とする職員が当該職務のため出張した場合には、目的地に到着した日の翌日から目的地を出発した日の前日までの期間について、別表第6に定める額の範囲内の額の日額旅費を支給する。この場合において、目的地に到着した日の日没に接する夜に係る宿泊料は、法に定めるところにより支給する。

2 前項の場合において、職員が自衛隊の施設に宿泊し、食事の無料支給を受けたときは、同項の規定にかかわらず、職務の級が3級以上の者に対しては420円、2級以下の者に対しては370円にそれぞれ鉄道賃、船賃又は車賃の実費を加算した額の日額旅費を支給する。

3 前2項に該当する旅行者が一時他の用務で滞在地を離れて出張したときは、当該各項の規定にかかわらず、法に定める旅費を支給する。ただし、帰着した日は日当を支給しないものとし、日額旅費を支給する。

(入校等の日帰り旅費)

第 15 条 法第 26 条第 2 項の規定に基づき、職員が入校、研修、講習その他これらに類する目的のため日帰り旅行を行った場合には、別表第 7 に定める額の範囲内の額の日額旅費を支給する。

2 第 13 条ただし書の規定は、前項の旅費に準用する。

(入校等の長期出張旅費)

第 16 条 法第 26 条第 2 項及び第 46 条第 1 項の規定に基づき、職員が入校、研修、講習その他これらに類する目的のため引き続いて旅行した場合には、最初の目的地に到着した日の翌日から最後の目的地を出発した日の前日までの期間について、次の各号に該当するときは当該各号に定めるところによるものとするほか、別表第 8 に定める額の範囲内の額の日額旅費を支給する。この場合において、最初の目的地に到着した日の日没に接する夜に係る宿泊料は、法に定めるところにより支給する。

(1) 自衛隊の施設に宿泊し、食事の無料支給を受けた場合には、職務の級が 3 級以上の者に対しては 42

0円、2級以下の者に対しては370円にそれぞれ  
鉄道賃、船賃又は車賃の実費を加算した額の日額旅  
費を支給する。

(2) 前号の場合において、宿泊施設が当該旅行の用務  
先と同一の構内にある場合には、日當定額の3分の  
1に相当する額以内で別に当分の間、防衛大臣が定  
める額の日額旅費を支給する。ただし、20日を超  
える日について、当該旅費を支給しない。

- 2 前項の場合において、1の目的地から他の目的地に  
移動する場合には、同項の規定にかかわらず、当該期  
間につき法に定める旅費を支給する。ただし、到着の  
日は日當を支給しないものとし、日額旅費を支給する。
- 3 第14条第3項の規定は、第1項の旅行に準用する。
- 4 第1項の場合において、隊員が訓練又は演習のため  
一時用務地を離れて旅行したときは、その旅行に要し  
た期間に係る日當及び宿泊料を次に定める額以内の額  
とする。

日當	1日当たり	620円
----	-------	------

宿泊料 1夜当たり 5,290円

(日帰り日額旅費支給予定者が宿泊した場合の旅費)

第17条 第13条又は第15条に掲げる目的で日帰り旅行を命ぜられて出張した職員が公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により宿泊した場合には、法に定める宿泊料に相当する額の日額旅費を支給する。ただし、交通費の実費が別表第5又は別表第7に定める額の2分の1を超える場合には、その超える額を加算することができる。

2 前項の場合において、職員が庁舎の一部等公用の施設に無料で宿泊した場合には、同項の規定にかかわらず、第13条又は第15条の規定を準用する。この場合において、無料で食事の支給を受けなかったときは、一夜につき次の各号に定める額を加算して支給するものとする。

(1) 朝食の支給を受けなかったとき。

700円

(2) 夕食の支給を受けなかったとき。

1, 410 円

(3) 朝食及び夕食の支給を受けなかったとき。

2, 110 円

(在勤地内の旅費)

第 18 条 法第 27 条第 1 号の規定に基づく在勤地内旅行の場合における日当の額は、次の各号に定めるところによる。

(1) 旅行が行程 8 キロメートル以上 16 キロメートル未満又は引き続き 5 時間以上 8 時間未満の場合において昼食代以外の諸雑費が発生したときは、日当定額の 6 分の 1 に相当する額

(2) 旅行が行程 16 キロメートル以上又は引き続き 8 時間以上の場合において昼食代以外の諸雑費が発生したときは、日当定額の 4 分の 1 に相当する額

2 前項の場合において、職員が交通費を要する場合は、前項の支給額に交通費の実費を加えた額を支給する。

(交通費の調整)

第19条 法第46条第1項の規定に基づき、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に定めるところにより旅費を調整する。

- (1) 職員が公用その他の交通機関を無料で利用した場合には、鉄道賃、船賃、航空賃又は車賃を支給しない。
- (2) 職員が訓練、演習、入校、教育入隊、研修、講習その他これらに類する目的のために旅行した場合の船賃は、最下級の旅客運賃による。ただし、行政職俸給表（一）4級以上の職務又はこれに相当する職務にある者が旅行する場合であって、旅行命令権者が特に必要があると認めたときは、この限りでない。
- (3) 鉄道旅行又は水路旅行において、緩急の度合い又は当該用務の性質により急行料金、特別車両料金、座席指定料金、特別船室料金又は所定の等級に応ずる旅客運賃を支給する必要がないと認められる場合には、当該料金又はその所定の等級に応ずる旅客運賃を支給しない。

(4) 陸路旅行において、定期的に一般旅客営業を行っているバス、軌条、ケーブルカー等を利用して旅行を行うのが通常の経路であるときは、当該運賃（片道 71 キロメートル以上の場合は、急行料金を含む。）の実費を車賃として支給する。

(5) 隊員が患者を護送する場合には、当該患者と同じ等級の運賃による鉄道賃、船賃及び航空賃を支給する。

(6) 隊員が被疑者を護送する場合には、前号の規定を準用する。

2 法第 46 条第 2 項の規定に基づき、次の各号に該当する場合は、当該各号に定める基準により旅費の支給を調整する。

(1) 法第 16 条第 1 項第 3 号に規定する線路による旅行において、防衛大臣、防衛副大臣又は防衛大臣政務官（以下この項において「防衛大臣等」という。）に秘書官（秘書官と同様の職務の者を含む。以下この項において同じ。）及び警護官（以下この項に

おいて「秘書官等」という。)が随行する場合には、当該秘書官等に対し、防衛大臣等と同一の鉄道賃を支給できるものとする。

(2) 法第17条第1項第1号、第2号及び第5号並びに第2項に規定する船舶による旅行において、防衛大臣等に秘書官等が随行する場合には、当該秘書官等に対し、防衛大臣等と同一の船賃を支給することができる。

(3) 法第32条第1号及び第4号に規定する線路による旅行において、防衛大臣等に秘書官等が随行する場合には、当該秘書官等に対し、防衛大臣等と同一の鉄道賃を支給することができる。

(4) 法第33条第1号及び第3号に規定する船舶による旅行において、防衛大臣等に秘書官等が随行する場合には、当該秘書官等に対し、防衛大臣等と同一の船賃を支給することができる。

(5) 法第34条第1項第1号及び第2号に規定する航空路による旅行において、防衛大臣等に秘書官等が

随行する場合には、当該秘書官等に対し、防衛大臣等と同一の級の運賃を支給することができる。

(6) 法第34条第1項第1号及び第2号に規定する航空路による旅行において、防衛大臣等又は特定指定職在職者に相当する者の代理（発令行為を伴うものに限る。）として公務のため旅行する場合には、最上級の運賃を支給することができる。

(7) 法第34条第1項第1号ハ又は第2号ロに規定する運賃の支給を受ける者が1の旅行区間ににおける所要航空時間が24時間以上の航空路による旅行をする場合には、当該航空路による旅行における乗り継ぎ回数及びそれに要する時間を勘案し、直近上位の級の運賃を支給することができる。

3 次条第1項第2号イの規定により宿泊料が支給されない場合においては、当日の最終用務先等から翌日の最初の用務先等まで直接移動する場合に要する交通費に日当の定額相当分を加えた額を上限として、用務先等と自宅等との間の移動に係る交通費の実費を支給す

る。なお、当日の最終用務先等と翌日の最初の用務先等が同じ場合には、日当定額相当分を上限として用務先等と自宅等との間の往復分の交通費の実費を支給する。

(日当及び宿泊料の調整)

第20条 法第46条第1項の規定に基づき、次の各号に規定する旅費の調整については、当該各号に定めるところによる。

(1) 日当の調整は、次に定めるところによる。

イ 日当の額は、定額の2分の1に相当する額（法第20条第2項の規定により定額の2分の1に相当する額を支給する旅行の場合にあっては、当該額の2分の1に相当する額。ロにおいて同じ。）に、旅行先において交通費を要する場合には、交通費の実費を加えた額とする。

ロ イの場合において、昼食代その他諸雜費の実費を要しない場合（法第20条第2項の規定により定額の2分の1に相当する額を支給する旅行の場

合には、昼食代以外の諸雑費の実費を要しない場合。) 又はその必要性が認められない場合には、その日に係る定額の 2 分の 1 に相当する額は支給しない。

(2) 宿泊料の調整は、次に定めるところによる。

イ 隊員が自宅等に宿泊した場合には、その夜に係る宿泊料は、支給しない。

ロ 職員が宿泊施設等に無料で宿泊した場合には、その夜に係る宿泊料の額を 2,110 円とする。ただし、食事の無料支給を受けたときの宿泊料の額は、次に定めるところによる。

(イ) 夕食及び朝食の無料支給を受けたときは、宿泊料は、支給しない。

(ロ) 夕食のみ無料支給を受けたときは、700 円

(ハ) 朝食のみ無料支給を受けたときは、1,410 円

ハ 職員が公用の宿泊施設その他これに準ずる施設に有料で宿泊した場合には、その夜に係る宿泊料

は、宿泊料定額を上限として、次に定めるところによる。

(イ) 夕食及び朝食の無料支給を受けたときは、当該宿泊施設の利用に要した実費額（以下「宿泊実費額」という。）

(ロ) 夕食のみ無料支給を受けたときは、宿泊実費額に 700 円を加えた額

(ハ) 朝食のみ無料支給を受けたときは、宿泊実費額に 1,410 円を加えた額

(3) 前 2 号の規定にかかわらず、次のイからリまでに規定する場合には、当該イからリまでに定めるところによる。

イ 職員が旅行中旅行先の医療施設に入って療養した場合において、当該医療施設に入った日の翌日からこれを出た日の前日までの期間に係る日当及び宿泊料は、定額の 2 分の 1 に相当する額とする。

ロ 隊員が臨時勤務又は臨時乗組みを命ぜられて旅行し、当該部隊若しくは機関の施設又は艦船にお

いて宿泊し、食事の無料支給を受けた場合には、当該部隊若しくは機関に到着し、又は当該艦船に乗り組んだ日の翌日から当該部隊若しくは機関を出発し、又は当該艦船を下船した日の前日までの期間について、日当及び宿泊料は、支給しない。

ハ 隊員が指定された地において乗艦若しくは乗船（以下「乗船」という。）するために旅行し又は第2条第4項に該当する旅行を行い当該艦船又は部隊の都合その他やむを得ない事情により直ちにこれに乗船又は帰着しなかった場合には、到着日の翌日以後に係る日当及び宿泊料は、定額の2分の1に相当する額とする。ただし、この場合において、昼食代その他諸雑費の実費を要しないとき又はその必要性が認められないときは、その日に係る日当は、支給しない。

ニ 隊員が訓練又は演習のため旅行し、無料で昼食の支給を受け又は無料で宿泊施設を利用した場合には、それぞれその日に係る日当又はその夜に係

る宿泊料は、支給しない。

ホ 隊員が訓練又は演習のため旅行し、その期間中に旅館、ホテル等の宿泊施設を有料で利用した場合には、その夜に係る宿泊料の額は、定額の 3 分の 2 に相当する額とする。

ヘ 出動、災害派遣、地震防災派遣、訓練、演習、配置換え等のために部隊（2 人以上の隊員が引率者の指揮の下に一団となって行動するものを含む。）が輸送される場合においては、日当、宿泊料及び食卓料は、支給しない。ただし、当該輸送の途中において隊員が食事の無料支給を受けないときに限り、別表第 9 に定める日当、宿泊料及び食卓料を支給する。

ト 嘗内陸曹等が帰郷広報のため旅行する場合には、日当の額は定額の 2 分の 1 に相当する額とし、宿泊料の額は 2,110 円とする。ただし、自宅等に宿泊した場合には、その夜に係る宿泊料を支給しない。

チ 予備自衛官等が訓練招集命令又は教育訓練招集命令を受けて指定の場所に出頭した場合には、防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和27年法律第266号。以下「給与法」という。）第24条の5に規定する訓練招集手当又は給与法第24条の6に規定する教育訓練招集手当の支給される日について、日当及び宿泊料は、支給しない。

リ 自動車の運転を本務とする職員が自動車の運転を行ったときは、次に定めるところによる。

(イ) 1行程1日につき引き続き8時間未満（出張先における待時間を含む。）の場合であって、昼食代その他諸雑費の実費を要するとき又はその必要性が認められるときは、日当定額の4分の1に相当する額を支給する。

(ロ) 1行程1日につき引き続き8時間以上（出張先における待時間を含む。）の場合であって、昼食代その他諸雑費の実費を要するとき又はその必要性が認められるときは、日当定額の2分

の 1 に相当する額を支給する。

(ハ) (イ)及び(ロ)の規定にかかわらず、宿泊を伴う場合であって、昼食代その他諸雑費の実費を要するとき又はその必要性が認められるときは、日当定額の 2 分の 1 に相当する額を支給する。

(ニ) (イ)、(ロ)及び(ハ)に規定する場合において、昼食代その他諸雑費の実費を要しないとき又はその必要性が認められないときは、日当は、支給しない。

2 第 2 条第 1 項第 1 号に該当する赴任の途中において長期間同一地に滞在した場合における法第 9 条第 1 項の適用については、「定額」を「当該旅行について支給される額」と読み替えるものとする。次条第 1 項に該当する場合も同じとする。

3 法第 46 条第 2 項の規定に基づき、国際会議等に出席するため内閣総理大臣、国務大臣、内閣官房副長官、副大臣、大臣政務官又は国会議員の外国旅行に同行する者が同一の宿泊施設に宿泊しなければ公務上支障

を来たす場合、又は国際会議等において外国政府等より宿泊施設の指定があり当該宿泊施設以外に宿泊することが困難な場合には、宿泊料定額を超過して現に支払った額を上限として旅行命令権者が適当と認める額を支給することができる。

(赴任路程の調整)

第21条 法第46条第1項の規定に基づき、赴任が次の各号の1に該当する場合には、当該各号に定めるところにより路程を調整し、その路程に応じた移転料及び扶養親族移転料を支給する。

(1) 在勤官署が旧所在地から暫定的所在地を経て新所在地に移動した場合には、当該官署の旧所在地及び新所在地をそれぞれ旧在勤地及び新在勤地とみなして1箇の赴任とする。

(2) 職員が転任を命ぜられたのち更に引き続いて転任を命ぜられた場合（最初の転任先における勤務があらかじめ暫定的なものとされている場合を含む。）には、最初の転任の直前の在勤地及び最後の転任の

直後の在勤地をそれぞれ旧在勤地及び新在勤地とみなして 1 箇の赴任とする。

(3) 新たに採用された隊員が直ちに学校その他の教育、訓練施設において教育を受けその課程（引き続き 2 以上の課程を修める場合は、その引き続いた最後の課程）の終了と同時に転任する場合には、採用直前の住所又は居所の存する地及びその転任直後の在勤地をそれぞれ旧在勤地及び新在勤地とみなして 1 箇の赴任とする。

(4) 赴任が前各号のいずれか 2 以上に該当する場合には、当該各号においてみなされた旧在勤地のうち最も古いもの及び新在勤地のうち最も新しいものをそれぞれ旧在勤地及び新在勤地とみなして 1 箇の赴任とする。

2 前項の赴任に係る着後手当は、移転料支給の際 1 回に限り、当該赴任に伴う最後の住所又は居所の移転について支給する。

（當内者の赴任旅費の調整）

第22条 法第46条第1項の規定に基づき、赴任後直ちに営舎内に居住し又は艦船に乗り組んだ者に対する移転料及び着後手当の支給については、次の各号に定めるところによる。ただし、赴任の際扶養親族を移転した場合を除く。

(1) 扶養親族を移転した際移転料定額の移転料を支給し、次号に該当しなかった場合にはこれに加えて、日当定額の3日分及び宿泊料定額の3夜分に相当する額の着後手当を支給する。

(2) 赴任後扶養親族を移転しない間に、営舎内に居住する者が営舎外に居住するにいたった場合及び艦船に乗り組んでいる者が在勤地内に宿舎を設定した場合には、移転料定額の2分の1に相当する額の移転料並びに前号に定める額の着後手当を支給する。

2 前項に規定する旅費は、赴任後1年を経過したときは、これを支給しない。

3 旅行命令権者又は旅行命令権の委任を受けた者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある

場合には、前項に規定する期間を延長することができ  
る。

4 第1項の赴任後同項各号のいずれにも該当しないう  
ちに更に赴任を命ぜられた場合には、当該着後手当を  
支給しない。

5 次条第1号の規定は、第1項第1号の移転又は同項  
第2号の居住若しくは設定先の宿舎が国家公務員宿舎  
又は自宅である場合に準用する。

6 第1項第1号の場合において、扶養親族の移転の路  
程が旧在勤地から新在勤地までの路程に満たない場合  
には、扶養親族の移転の路程を当該隊員の住所の移転  
の路程とみなす。ただし、同項第2号に該当した場合  
を除く。

(着後手当の調整)

第23条 法第46条第1項の規定に基づき、赴任に伴  
う住所又は居所の移転が次の各号の1に該当するとき  
は、着後手当の額を当該各号について規定する額とす  
る。

- (1) 新在勤地に到着後直ちに国家公務員宿舎又は自宅に入った場合には、日当定額の2日分及び宿泊料定額の2夜分に相当する額
- (2) 職員の都合により新在勤地に到着後直ちに国家公務員宿舎又は自宅に入らなかった場合には、日当定額の2日分及び宿泊料定額の2夜分に相当する額
- (3) 職員の都合によらず新在勤地に到着後直ちに国家公務員宿舎又は自宅に入ることができなかつた場合であつて、親戚宅又は知人宅のみを利用したときは、日当定額の2日分及び宿泊料定額の2夜分に相当する額
- (4) 新在勤地に到着後直ちに幹部隊舎を利用した場合には、日当定額の3日分及び宿泊料定額の3夜分に相当する額
- (5) 前各号以外の場合において、赴任に伴う住所又は居所の移転の路程が鉄道50キロメートル未満の場合には、日当定額の3日分及び宿泊料定額の3夜分に相当する額

(6) 第1号から第4号まで以外の場合において、赴任に伴う住所又は居所の移転の路程が鉄道50キロメートル以上100キロメートル未満の場合には、日当定額の4日分及び宿泊料定額の4夜分に相当する額

(扶養親族移転料の調整)

第24条 法第46条第1項の規定に基づき、職員の扶養親族の移転が次の各号の1に該当するときは、扶養親族移転料の額の計算の基礎となる職員相当の着後手当の額を当該各号について規定する額とする。

(1) 扶養親族が新居住地に到着後直ちに国家公務員宿舎又は自宅に入った場合には、職員の職務相当の日当定額の2日分及び宿泊料定額の2夜分に相当する額

(2) 扶養親族の都合により扶養親族が新居住地に到着後直ちに国家公務員宿舎又は自宅に入らなかった場合には、職員の職務相当の日当定額の2日分及び宿泊料定額の2夜分に相当する額

- (3) 扶養親族の都合によらず扶養親族が新居住地に到着後直ちに国家公務員宿舎又は自宅に入ることができなかった場合であって、親戚宅又は知人宅のみを利用したときは、職員の職務相当の日当定額の2日分及び宿泊料定額の2夜分に相当する額
- (4) 前3号以外の場合において、扶養親族の移転の路程が鉄道50キロメートル未満の場合には、職員の職務相当の日当定額の3日分及び宿泊料定額の3夜分に相当する額
- (5) 第1号から第3号まで以外の場合において、扶養親族の移転の路程が鉄道50キロメートル以上100キロメートル未満の場合には、職員の職務相当の日当定額の4日分及び宿泊料定額の4夜分に相当する額
- 2 法第46条第2項の規定に基づき、職員の扶養親族の移転が次の各号の1に該当するときは、扶養親族移転料の額の計算の基礎となる職員相当の鉄道賃、船賃及び航空賃の額を当該各号について規定する額とする。

(1) 法第25条第1項第1号及び第2号に規定する扶養親族移転料のうち、12歳未満の者に対する航空賃の額については、当分の間、その移転の際における職員相当の航空賃の額を限度として、現に支払った額にできるものとする。

(2) 法第25条第1項第1号及び第2号に規定する扶養親族移転料の鉄道賃又は船賃のうち、6歳未満の者を3人以上随伴する場合における2人を超える者ごと及び12歳未満6歳以上の者に支給する特別車両料金又は特別船室料金の額については、当分の間、その移転の際における職員相当の特別車両料金又は特別船室料金の額とができる。

(不確定額で定められた旅費の取扱い)

第25条 第13条、第14条第1項、第15条及び第16条第1項本文に規定する「範囲内の額」並びに第16条第4項に規定する「以内の額」とは、旅行命令権者が防衛大臣の承認を受けて定める場合を除き、当該規定に定める最高の額をいうものとする。

(日額旅費を適用する旅行等の範囲)

第26条 第13条第11号に規定する業務並びに第15条、第16条及び第19条第2号に規定する「その他これらに類する目的」の範囲については、旅行命令権者が防衛大臣の承認を得て定めることができるものとする。

(調整)

第27条 法第46条第1項の規定に基づき、次の各号に該当する場合には、当該各号に定めるところにより旅費を調整する。

- (1) 職員の職務の級がさかのぼって変更された場合においては、当該職員が既に行った旅行の旅費額の増減を行わない。
- (2) 赴任に伴う住所若しくは居所又は扶養親族の現実の移転の路程が旧在勤地から新在勤地までの路程に満たない場合には、その現実の移転の路程に応じた額による移転料を支給する。
- (3) 国の経費以外の経費から旅費が支給される旅行に

あっては、正規の旅費のうち国の経費以外の経費から支給される旅費額に相当する額は、これを支給しない。

(4) 実地修練中の隊員に対しては、修練施設の変更に伴う旅行についての旅費を支給しない。

2 外国旅行に係る旅費の法第46条第1項に基づく調整は、防衛大臣が別に定めるところによる。

3 法第46条第2項の規定に基づき、沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律（昭和46年法律第129号）第2条第2項に規定する本土と同条第1項に規定する沖縄との間の赴任の場合に支給する法第23条第1項に規定する移転料の額は、当分の間、同項に規定する移転料の額の10分の3に相当する額を同項に規定する移転料の額に加算した額とすることができる。

（端数金額の整理）

第28条 第16条第1項第2号、第18条並びに第20条第1項第3号亦及びへの規定により支給する旅費を計算する場合で、1円未満の端数を生じたときは、

その端数金額を切り捨てるものとする。

(電磁的方法)

第29条 規程第7条第4項に規定する各庁の長が定める方法は、旅費（概算払に係る旅費を含む。）の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとするものの使用に係る電子計算機と支出官等（法第13条第1項に規定する支出官等をいう。）の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法とする。

(雑則)

第30条 この訓令の実施について必要な事項は、旅行命令権者が定めるものとする。

附 則

- 1 この訓令は、平成19年1月9日から施行する。
- 2 防衛庁の旅費に関する訓令（昭和38年防衛庁訓令第51号）は、廃止する。
- 3 平成19年1月8日以前から引き続いて旅行中の者

に対して支給する旅費は、なお従前の例による。ただし、防衛大臣が特に定めた場合は、この限りではない。

4 平成19年1月8日以前に発令された赴任について  
は、これに伴う移転が平成18年1月9日以後に行われた場合においても、なお従前の例による。

5 自衛官が定年に達したことにより退職した場合には  
、当分の間、第7条第2号の規定を準用する。

#### 附 則（平成19年3月29日省訓第23号）

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

#### 附 則（平成19年8月25日省訓第68号）

この訓令は、平成19年9月1日から施行する。

#### 附 則（平成19年12月10日省訓第165号）

1 この訓令は、平成19年12月10日から施行する。  
2 改正後の防衛省所管旅費取扱規則の規定は、この訓令の施行の日以後に完了する旅行について適用する。

#### 附 則（平成20年3月25日省訓第12号（抄））

1 この訓令は、平成20年3月26日から施行する。

附 則（平成20年3月31日省訓第31号）

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月31日省訓第29号）

1 この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

2 改正後の防衛省所管旅費取扱規則の規定は、この訓令の施行の日以後に出発する旅行及び施行日前に出発し、かつ、施行日以後に完了する旅行のうち施行日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち施行日前の期間に対応する分及び施行日前に完了した旅行については、なお従前の例による。

附 則（平成21年7月29日省訓第48号（抄））

1 この訓令は、平成21年8月1日から施行する。

附 則（平成21年11月16日省訓第62号）

1 この訓令は、平成21年11月16日から施行する。

附 則（平成21年12月25日省訓第66号）

1 この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年6月30日省訓第29号）

1 この訓令は、平成22年7月1日から施行する。

附 則（平成22年9月30日省訓第35号）

1 この訓令は、平成22年10月1日から施行する。

2 防衛省設置法等の一部を改正する法律附則第5条の規定によりその階級及び俸給についてなお従前の例によることとされた3等陸士である自衛官に対して支給する旅費の調整については、第4条の規定による改正後の防衛省所管旅費取扱規則第27条第1項及び第28条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成24年6月27日省訓第21号）

1 この訓令は、平成24年7月1日から施行する。

附 則（平成26年3月31日省訓第23号）

1 この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年4月21日省訓第25号）

この訓令は、平成26年4月21日から施行し、この訓令による改正後の防衛省所管旅費取扱規則第27条第3項第2号の規定は、同月1日から適用する。

附 則（平成26年8月28日省訓第51号）

この訓令は、平成26年9月1日から施行する。

附 則（平成27年10月1日省訓第39号（抄  
））

1 この訓令は、平成27年10月1日から施行する。

附 則（平成29年3月28日省訓第16号）

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和2年12月25日省訓第66号）

この訓令は、令和2年12月25日から施行する。

附 則（令和4年3月15日省訓第10号）

この訓令は、令和4年3月17日から施行する。

附 則（令和5年3月31日省訓第42号（抄  
））

（施行期日）

第1条 この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

（防衛省所管旅費取扱規則の一部改正に伴う経過措置  
）

第3条 この訓令の施行の日から令和14年3月31日

までの間は、改正後の防衛省所管旅費取扱規則別表第2及び別表第3中「第45条の2第1項」とあるのは「第45条の2第1項並びに国家公務員法等の一部を改正する法律（令和3年法律第61号）附則第9条第1項及び第2項並びに同法附則第10条第1項及び第2項」と読み替えるものとする。

2 令和14年4月1日から令和17年3月31日までの間は、改正後の防衛省所管旅費取扱規則別表第2及び別表第3中「第45条の2第1項」とあるのは「第45条の2第1項並びに国家公務員法等の一部を改正する法律（令和3年法律第61号）附則第9条第1項」と読み替えるものとする。

別表第1（第3条関係）

## 旅行命令等の委任

旅行命令権者	区分
防衛大臣	防衛大臣、防衛副大臣及び防衛大臣政務官に対する旅行命令並びに一般の旅行依頼
防衛事務次官	防衛省本省の内部部局に勤務する職員に対する旅行命令及び一般の旅行依頼
防衛大学校長	防衛大学校に勤務する隊員に対する旅行命令及び一般の旅行依頼
防衛医科大学校長	防衛医科大学校に勤務する隊員に対する旅行命令及び一般の旅行依頼
防衛研究所長	防衛研究所に勤務する隊員に対する旅行命令及び一般の旅行依頼
統合幕僚長	統合幕僚監部及び自衛隊サイバー防衛隊に勤務する隊員に対する旅行命令及び一般の旅行依頼
陸上幕僚長	陸上自衛隊（自衛隊情報保全隊、自衛隊体育学校、自衛隊中央病院、陸上幕僚長の監督を受ける自衛隊地区病院及び自衛隊地方協力本部を含む。）に勤務する隊員に対する旅行命令及び一般の旅行依頼
海上幕僚長	海上自衛隊（海上幕僚長の監督を受ける自衛隊地区病院を含む。）に勤務する隊員に対する旅行命令及び一般の旅行依頼
航空幕僚長	航空自衛隊（航空幕僚長の監督を受ける自衛隊地区病院を含む。）に勤務する隊員に対する旅行命令及び一般の旅行依頼
情報本部長	情報本部に勤務する隊員に対する旅行命令及び一般の旅行依頼
防衛監察監	防衛監察本部に勤務する隊員に対する旅行命令及び一般の旅行依頼
地方防衛局長	地方防衛局に勤務する職員に対する旅行命令及び一般の旅行依頼
防衛装備庁長官	防衛装備庁に勤務する職員に対する旅行命令及び一般の旅行依頼

別表第2（第5条関係）

隊員(自衛隊法第41条の2第1項及び第45条の2第1項の規定により採用された隊員を除く。)の職務の級

隊員の職務	秘書官	事務官等又は自衛隊法第36条の2第1項若しくは第36条の6第1項の規定により採用された隊員の職務	自衛官の職務	予備自衛官又は即応予備自衛官の職務	自衛官候補生、予備自衛官補、防衛大学校若しくは防衛医科大学校の学生(防衛省設置法(昭和29年法律第164号)第16条第1項第3号の教育訓練を受けている者を除く。以下この表において「学生」という。)又は陸上自衛隊高等工科学校の生徒(以下この表において「生徒」という。)の職務	非常勤職員の職務
指定職俸給表による職務又は行政職俸給表(一)による職務の級		給与法別表第1に掲げる職務の級及び号俸	給与法第4条の2第1項に基づいて分類された職務の級又は給与法第6条の2第1項若しくは第7条第1項に基づいて決定された号俸	給与法別表第2に掲げる階級及び号俸	予備自衛官又は即応予備自衛官が現に指定されている階級	給与法第26条に基づいて支給される給与の基礎となつた職務の級
指定職			職務の級及び号俸に応じ一般職の職員の例による。	陸将 海将 空将 陸将補(一) 海将補(一) 空将補(一)	階級に応じ自衛官の例による。	級に応じ一般職の職員の例による。
10級				陸将補(二) 海将補(二) 空将補(二)		
9級	特別職の職員の給与に関する法律(昭和24年法律第252号)別表第3の9号俸以上12			1等陸佐(一) 1等海佐(一) 1等空佐(一)		

	号俸以下	/		
8級			1等陸佐(二) 1等海佐(二) 1等空佐(二)	
7級	5号俸以上 8号俸以下	2級の全部	1等陸佐(三) 1等海佐(三) 1等空佐(三)	
6級	3号俸及び 4号俸	1級の49 号俸以上	2等陸佐 2等海佐 2等空佐	
5級		1級の41 号俸から4 8号俸まで	3等陸佐 3等海佐 3等空佐	
4級	2号俸	1級の37 号俸から4 0号俸まで	1等陸尉の29 号俸以上 1等海尉の29 号俸以上 1等空尉の29 号俸以上	
3級	1号俸	1級の25 号俸から3 6号俸まで	1等陸尉の28 号俸以下 1等海尉の28 号俸以下 1等空尉の28 号俸以下 2等陸尉 2等海尉 2等空尉 3等陸尉の69 号俸以上 3等海尉の69 号俸以上 3等空尉の69 号俸以上 准陸尉の105 号俸以上 准海尉の105 号俸以上 准空尉の105 号俸以上 陸曹長の105 号俸以上 海曹長の105 号俸以上 空曹長の105 号俸以上	
2級		1級の9号 俸から24 号俸まで	3等陸尉の68 号俸以下 3等海尉の68 号俸以下 3等空尉の68 号俸以下 准陸尉の104	

			号俸以下 准海尉の 104 号俸以下 准空尉の 104 号俸以下 陸曹長の 104 号俸以下 海曹長の 104 号俸以下 空曹長の 104 号俸以下 幹部候補生 1 等陸曹 1 等海曹 1 等空曹 2 等陸曹 2 等海曹 2 等空曹		
1級		1級の 8 号 俸以下	3 等陸曹 3 等海曹 3 等空曹 陸士長以下 海士長以下 空士長以下	自衛官候補生 全部 予備自衛官補 全部 学生全部 生徒全部	

備考

- 1 紹与法別表第2の陸将補、海将補及び空将補の(二)欄に定める額の俸給の支給を受ける陸将、海将又は空将である自衛官の職務は、この表の規定にかかわらず、行政職俸給表(一)10級に相当する職務とする。
- 2 幹部候補生は、防衛省の職員の給与等に関する法律(昭和27年法律第266号)第4条第4項ただし書に規定する3等陸尉、3等海尉、3等空尉以上の自衛官の候補者として採用された者をいう。

別表第3（第5条関係）

自衛隊法第41条の2第1項及び第45条の2第1項の規定により採用された隊員の職務の級

隊員の職務 指定 職俸給 表による 職務又は行 政職俸給表(一) による職務の級	事務官等の職務		自衛官の職務 給与法別表第2に掲げる 階級
	給与法別表第1に掲げ る職務の級	給与法第4条の2第1項 に基づいて分類された職 務の級	
指定職		職務の級及び号俸に応じ 一般職の職員の例による 。	陸将 海将 空将 陸将補(一) 海将補(一) 空将補(一)
10級			陸将補(二) 海将補(二) 空将補(二)
9級			1等陸佐(一) 1等海佐(一) 1等空佐(一)
8級			1等陸佐(二) 1等海佐(二) 1等空佐(二)
7級	2級		1等陸佐(三) 1等海佐(三) 1等空佐(三)
6級			2等陸佐 2等海佐 2等空佐
5級			3等陸佐 3等海佐 3等空佐
4級	1級		
3級			1等陸尉 1等海尉 1等空尉 2等陸尉 2等海尉 2等空尉

2級		3等陸尉 3等海尉 3等空尉 准陸尉 准海尉 准空尉 陸曹長 海曹長 空曹長 1等陸曹 1等海曹 1等空曹 2等陸曹 2等海曹 2等空曹
1級		3等陸曹 3等海曹 3等空曹

別表第4（第5条関係）

法第34条第1項第1号イに規定する特定指定職在職者に相当するもの

特定指定職在職者に相当するもの
防衛事務次官
防衛大学校長
統合幕僚長
陸上幕僚長
海上幕僚長
航空幕僚長

別表第5（第13条関係）

地誌調査等日帰り日額旅費

行程等	職務の級	2級以下	3級以上
8キロメートル以上16キロメートル未満又は引き続き5時間以上8時間未満		530円	590円
16キロメートル以上又は引き続き8時間以上		790円	900円
在勤地外で25キロメートル以上		1,050円	1,190円

備考1 鉄道賃、船賃又は車賃の実費がこの表の額の2分の1に相当する額を超える場合には、その超える額とこの表の額との合計額を支給する。

- 2 公用の交通機関を利用したりその旅行に必要な乗車券等の交付を受けて旅行する等、交通費を要しない場合には、この表の2分の1に相当する額とする。
- 3 昼食の無料支給を受けた場合には、この表の2分の1に相当する額とする。
- 4 旅行が第2号の場合において前号に該当する場合には、旅費を支給しない。
- 5 行程が8キロメートル未満で、かつ、引き続き5時間未満の場合には、旅費を支給しない。

別表第6（第14条関係）  
地誌調査等長期出張日額旅費

宿泊態様	職務の級	支給期間		
		30日未満の期間	30日以上60日未満の期間	60日以上の期間
公用の宿泊施設その他これに準ずる宿泊施設に宿泊する場合	宿泊料を徴しない場合	2級以下		2,570円
		3級以上		3,140円
	宿泊料を徴する場合	2級以下		4,760円
		3級以上		5,870円
下宿その他これに準ずる宿泊施設に宿泊する場合	2級以下			4,070円
	3級以上			4,400円
旅館に宿泊する場合	2級以下	7,410円	6,670円	5,930円
	3級以上	9,190円	8,260円	7,350円

備考1 鉄道賃、船賃又は車賃の実費が、別表第5の区分に応じ、当該区分に定める額の2分の1を超える場合には、その超える額とこの表の額との合計額を支給する。

2 公用の交通機関を利用したりその旅行に必要な乗車券等の交付を受けて旅行する等、交通費を要しない場合（出張期間における移動を伴わない日程を含む。）には、この表の額から別表第5の区分（宿泊する場合は宿泊施設から用務先までの旅行の行程とする。）に応じ、当該区分に定める額の2分の1に相当する額を控除した額を支給する。

別表第7（第15条関係）  
入校等日帰り日額旅費

行 程 等	額
8キロメートル以上16キロメートル未満又は引き続き5時間以上8時間未満	420円
16キロメートル以上又は引き続き8時間以上	620円

備考 別表第5の備考の規定は、本表の旅費に準用する。

別表第8（第16条関係）  
入校等長期出張日額旅費

宿泊態様	支給期間		30日未満の期間	30日以上60日未満の期間	60日以上の期間
	国が主として職員の研修等に伴う宿泊の用に供している施設に宿泊する場合	宿泊料を徴しない場合			2,080円
公用の宿泊施設その他これに準ずる宿泊施設に宿泊する場合	宿泊料を徴する場合				2,800円
					3,800円
下宿その他これに準ずる宿泊施設に宿泊する場合	宿泊料を徴しない場合				2,080円
					3,260円
旅館に宿泊する場合		5,910円	5,310円	4,720円	

備考1 鉄道賃、船賃又は車賃の実費が、別表第7の区分に応じ、当該区分に定める額の2分の1を超える場合には、その超える額とこの表の額（第3号の規定を適用する場合には、同号の規定により支給すべき額）との合計額を支給する。

- 2 国又は地方公共団体の各共済組合が運営する宿泊施設に宿泊する場合において、その宿泊料が3,180円を超えるときは、3,800円にその超える部分に相当する額を加算して得た額を支給することができる。ただし、旅館に宿泊する場合のそれぞれの区分による定額を超えないものとする。
- 3 公用の宿泊施設その他これに準ずる宿泊施設に宿泊することとされている場合において、自己の都合により当該宿泊施設に宿泊しないときは、当該宿泊施設に宿泊する場合に支給する額と同一の額の日額旅費を支給する。
- 4 別表第6の備考2の規定は、本表の旅費に準用する。

別表第9（第20条関係）  
部隊輸送時における日当、宿泊料及び食卓料

区分	日当	宿泊料	食卓料
朝食の支給を受けなかつた場合	—	700円	食卓料定額の3分の1
昼食の支給を受けなかつた場合	日当定額の2分の1	—	—
夕食の支給を受けなかつた場合	—	1,410円	食卓料定額の3分の2